

**自治労 労働相談**  
TEL 0120-768-068  
(受付時間：10:00～17:00)  
(月曜日～金曜日 祝祭日を除く)  
e-mail soudan@j-kanagawa.jp  
専門スタッフが対応します

# 自治労神奈川

JICHIRO  
KANAGAWA

発行／自治労神奈川県本部  
住所／横浜市南区高根町1-3  
地域労働文化会館3階  
045-251-9711  
発行人／蓼沼 宏幸  
編集人／中野 雅臣  
1部／20円  
(組合員の購読料は組合費の中に含む)



## 平和を問う 横須賀集会

### 軍拡路線への強い懸念広がる



10月3日横須賀で、「原子力空母ジョージ・ワシントンの配備撤回を求める全国集会」が開かれ、各地の平和団体や労働組合、市民らが集い、日本の軍拡路線と安保政策の転換に対する強い危機感を共有した。

主催者である、神奈川平和運動センターの福田護代表（弁護士）は「平和憲法の理念の下で、なぜ日本が原子力潜水艦や空母を保有する必要があるのか」と疑問を呈し、核搭載の可能性をも指摘。「原子力の平和利用を逸脱するものであり、監視と反対の声を広げなければならない」と訴えた。

続いてフォーラム平和・人権・環境の染裕之代表（自治労）は「広島・長崎の惨禍から80年、再び戦争を許してはならない」と強調。沖縄や九州で進む防衛強化、日米共同訓練の実施に触れ、「表現の自由や市民の抗議権を脅かす政府姿勢は憲法に反する」と批判した。

また、沖縄平和運動センターの岸本喬事務局長は「南西諸島の軍事拡大はこの15年で急速に進んだ。九州各地の自衛隊演習場では米軍と自衛隊の共同訓練がほぼ毎日行われ、いつでもどこでも戦争がで



きる日米合同軍となっている」とし、恒久化する米軍基地に対し「横須賀の空母母港化は半世紀を超え、米軍横須賀軍港は沖縄同様80年になる。理不尽であり到底認めることはできない。戦後100年目には基地のない神奈川・沖縄、そして平和な日本、戦争のない世界をつくるためこれからも頑張ろう」と訴えた。

また、厚木や横須賀の現地団体も登壇。厚木基地爆音防止期成同盟の石郷岡忠男委員長は「空母艦載機が岩国基地へ移駐以降、静かになったように感じるが、実際は日米合同訓練や多国間共同訓練の中継基地として厚木基地は使われている。さらに、防衛省の説明なしにオスプレイが飛来している」と報告し、住民の不安を訴えた。非核市民宣言運動・ヨコスカの新倉裕史さんは「空母ミッドウェイが横須賀に配備されてから52年、原子力空母の母港となってからも17年が経つ。墜落や騒音による被害だけでなく、中東への直接出撃など、52年間大きな不安を作り出してきた。さらに、自衛隊による武器等防護が秘密裏に行われている。海上自衛隊の艦船が一緒になって、この街を先制攻撃の街に作り変えようとしている」と述べた。

集会の最後には、憲法第9条と非核三原則を守る決意を新たにし、「戦争のできる国づくりを阻止し、平和憲法を守る」ことを誓うアピールが採択された。来月には横浜で「第62回護憲大会」が予定されており、主催者は「人権と平和の連帯をさらに広げたい」と訴えた。

## トランスジェンダー当事者が語る 『多様性と共生』

### 「生きる希望」と社会の課題

9月30日、ウェブ併用で学習会を開き、トランスジェンダーの当事者であり、株式会社GPIT代表取締役の井上健斗さんが講演。自身の半生とLGBTQ+支援の現状について語った。井上さんは女性として生まれ、20代で性別適合手術と戸籍変更を経て、現在は男性として暮らしている。

講演では、自身の幼少期からの違和感や苦悩を率直に語り「小さい頃から“女の子らしく”と言われることが辛かった。中学で友人に“そういうの無理”と言われた時、自分が気持ち悪い存在だと思ってしまった」と当時の孤独を振り返る。成人後も未来に希望を持てず「どうせ死ぬなら一度、自分として生きてみよう」と治療を決意。22歳でカミングアウトした際、多くの友人に受け入れられたことが「初めて生きたいと思えた瞬間」だったという。

社会全体の理解が進む一方で「LGBT当事者とそうでない人の間には、いまだ大きな認識の溝がある」と指摘する。井上さんは「トランスジェンダーは見た目では分からない。だからこそ“見た目で判

断しない”ことが大切。カミングアウトされることは当事者から信頼されているということ。特別扱いせず、普段通り接するとともに、わからないことがあれば当事者に聞くと良い」と話す。

また、講演の最後には「ダイバーシティとは何をすればよいのか」という問い合わせを投げかけた。

「一人ひとりが積極的に知ること、積極的に想像すること、積極的に関わっていくこと、これが非常に大事。思いやりの輪を広げてほしい」と締めくくった。

県本部ではジェンダー平等推進計画では、LGBTQ+に関する差別解消、理解増進についても記載している。性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権にかかわるという基本的な認識のもと、これからも積極的に取り組みを進めていく。



### 大和市の財政危機報道を検証

## 経常収支比率100%超をどう読むか

8月29日付の神奈川新聞は、大和市の2024年度一般会計決算で経常収支比率が101.5%となり「財政危機に陥った」と報じた。市議会最大会派の自民新政クラブは「財政緊急事態宣言」の発出を求め、市政の大きな転換点として注目を集めている。

経常収支比率は人件費や扶助費など削減が難しい経常経費を、税収など経常的財源でどの程度賄えているかを示す指標で、90%台後半から100%を超えると「硬直化」とされる。

県本部と神奈川地方自治研究センターは合同で学習会を開き、自治研センターの岡田実研究員は「大和市の比率上昇は確かに警戒を要するが、単純に『赤字』と断

じられるものではない。問題は、『扶助費の増加』であり、保育所等施設給付や障がい者への自立支援給付、児童手当拡充などが歳出を押し上げた。市独自の子ども医療費助成拡大などもあり、扶助費の高止まりは構造的課題となっている。もう一つの背景は大型公共施設整備で、図書館や文化施設をはじめ、交流拠点や消防庁舎など、前市政で進められた投資的事業は今後公債費負担として顕在化する可能性が高い。ただし現時点での公債費は急増しておらず、報道の論調とはズレがある」と解説。

さらに「財政調整基金は2023年度末で約60億円あったが、2024年度は30億円を取り崩している。余力の縮小は確かに危機感を伴う

が、同時に大和市は人口増加率5.2%と県内でも高く、個人市民税収入も上位であり、住宅都市としての特性が財政基盤を支えている」とした。

「『財政危機』との見出しで市民の不安を煽るのではなく、冷静な分析のうえで、将来負担を見据えた持続可能な財政運営が求められている。自治体財政の現状と将来について、労使による意見交換が重要である。大和市は、子育て支援施策を拡充させ子育てしやすいまちとして評価されている。自治体の先駆的な政策公準（＝シビル・ミニマム）を国の政策公準（＝ナショナル・ミニマム）に押しあげていく自治労運動が大切だ」と述べた。

# 非正規職員の現状共有し連帯強化 処遇改善へ向け『仲間のつどい』

処遇改善のために立ちあがった非正規職員の交流の場として、2015年以降継続して行われている『非正規ではたらく仲間のつどい』。今年は8月2日海老名、9月27日茅ヶ崎で開き、6組合34人が参加し、非正規職員がおかれている現状と諸課題について共有するとともに、さらなる結集を確認した。



自治労総合組織局の北川啓子組織拡大オルグは、非正規職員の処遇改善など要求実現に向けた当事者たちの結集について「法律や総務省が発出する事務処理マニュアルが改定されても、自動的に労働条件に反映されるわけではない。各自治体における格差をはじめ、新たな法やマニュアルより劣った労働条件で働くされることもある。確実に改定内容を反映



させ、より働きやすい環境を作るためにも、多くの仲間の声を集め、交渉することが重要」とした。さらに交渉を力強く進めるための組合加入の呼びかけの重要性について「数は何より力になる。声掛けをする役員が、組合活動を楽しむことが大事」と述べた。

当事者同士の意見交換では、各自治体での労働条件や活動の違いを報告し合い、さまざまな課題を共有した。

2020年4月に制度化された会計年度任用職員制度は、それまで法の不備により低位な処遇におかれていた臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件を改善する一途となったものの、制度の目的である常勤職員との均等・均衡な処遇となると依然として課題が残されている。

初任給の格付けや昇給上限をはじめ、給料改定における不遜及など自治体格差も存在している。

引き続き、各職場で会計年度任用職員への組合加入の声掛けとともに、積極的な組合活動への参加をお願いしたい。

## ネット時代の「差別と法」を問う 新法の実効性に課題も

インターネットが生活の一部として浸透する一方、誹謗中傷や差別的書き込みなどの“負の情報”が増加している。ネット上の差別情報をテーマに、部落解放同盟神奈川県連合会主催による県民講演会が、10月1日藤沢で開かれた。差別や人権侵害は、いまだ多くが法の外にあるなか、多くの課題を学ぶ機会となった。

情報文化研究所の佐藤佳弘さんは、ネット上の違法・悪質情報を三分類に整理。①社会的に許されないが法に抵触しない情報（プライバシー侵害、無断写真掲載など）、②違法性を主張できても即

時対応が難しいもの（名誉毀損・侮辱など）、③明確な違法行為として警察が動けるもの（児童ポルノや爆破予告など）と説明。とくに問題とされたのは、①に属する情報である。

日本の刑法には「プライバシー侵害罪」や「肖像権侵害罪」が存在せず、個人情報保護法も企業を対象にした法律であるため、個人同士の被害は救済が難しいといふ。裁判を起こしても費用が高額で、得られる損害賠償はわずか。佐藤さんは「被害者の経済的・精神的負担が大きく、泣き寝入りが常態化している」と述べた。

2024年4月に施行された『情報流通プラットフォーム対処法』は、SNS事業者などに削除対応の迅速化と透明化を義務づけ、弁護士資格を持つ「侵害情報調査専門員」による判断を求めるなど、制度改革が進められた。しかし「根本の“権利侵害がある場合のみ削除可能”という構造は変わっておらず、裁判所に頼らざるを得ない点は旧法と同じ」と慎重な見方を示した。さらに、被害者以外の申立て範囲が曖昧であることや、民間企業に法的判断を委ねる不安定さにも触れ、「新法が真に被害者を救済するためには、今後の運用と検証が不可欠。ネット上の差別や誹謗中傷は、法ではなく利用者一人ひとりのモラルに委ねられている」と結んだ。

老後資金「2000万円問題」に惑わされず

## 自分らしい人生設計を

県本部・自治労共済県支部は、45歳以上の組合員を対象に充実したセカンドライフに向けた準備講座として、セカンドライフプランセミナーを開いた。

『人生100年時代に向けて今日から始めよう』と題し、ファイナンシャルプランナーの古川みほさんが講演。老後資金の考え方やライフプランの重要性について、古川さんは「『老後2000万円問題』は全国平均の統計に基づく単なる目安に過ぎず、一人ひとりの暮らし方によって必要額は全く違う」と指摘。数字にとらわれず、自分と家族の生活設計を可視化

することが大切だと強調した。

さらに、人生を退職前後で区分し、収入・支出を把握しながら無理なく準備する『セカンドライフプランニング』の進め方を紹介。頭の中の整理から始め、家族と共にしながら優先順位をつけることが大事とし、「お金の問題で命を取られることはない。焦らず、できるところから始めてほしい」と語った。

参加者からは「退職後の金銭の不安点がすっきりした」「セカンドライフに備えるポイントがわかった」などの声が聞かれた。

退職後の生活設計には早めの準備が何より大事。

『長期共済』『税制適格年金』など賢いじちろうの積立制度の活用で、安心・ゆとりあるセカンドライフ準備を。

# じちろうの積立制度で安心!



今すぐ始めないと、いつか後悔するかも! じちろう共済では、退職後の年金のための積み立て制度として「長期共済」「税制適格年金」があります。ゆとりある将来のために自分に合った制度、または両方を活用して積み立てを始めてみませんか?

たくさんの積み立てをしたい方におすすめ! / 長期共済

長期共済は、組合員本人と配偶者が共同で年金を貯蓄する制度です。月払1口3,000円~50口まで、年金給付は5年~15年です。終身年金(保証期間付)も選択できます。

■積立金額例表:月払1口3,000円あたり

積立年数	掛金累計	積立金・解約返戻金	返戻率
5年	18万円	180,700円	100.4%
10年	36万円	372,000円	103.3%
20年	72万円	789,100円	109.6%
30年	108万円	1,256,700円	116.4%
40年	144万円	1,781,000円	123.7%

年金が不要な場合は解約返戻金として受け取れます。

月払よりも積立効率の良い「随時払」を取り扱っている組合もあります!

「随時払」とは、余裕資金ができるときにまとめて払い込んで積立金を増やす方法です! 1発効月あたり10万円~200万円(1万円単位)

例えば、随時払100万円が…

現在	10年後	20年後	30年後
100万円	110万円	124万円	139万円

※月払・半年払で払込中の方が利用できます。

「随時払」の巻